

宗教法人の会計

長岡大学教授 吉盛 一郎

目次

はじめに

1. 宗教法人とは
2. 所轄庁への提出書類
3. 宗教法人の会計
4. 税務上の問題と会計監査
5. まとめ

はじめに

新潟市内には、平成19年12月末現在、1163の宗教法人がある。神道系が656法人、仏教系が431法人、キリスト教系が8法人、諸教系が68法人である¹。各宗教法人は、宗教法人法に基づいて新潟県知事に、書類を提出することになっている。

宗教法人が提出する書類には、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、境内建物書類、事業に関する書類等がある。これらの書類をすべての宗教法人が提出する必要はなく、各宗教法人の活動状況によって提出が省略される場合がある。

収益事業があれば、法人税や消費税の申告も必要である。

本稿では、宗教法人の会計、税務と監査の問題について考察していくことにする。

1. 宗教法人とは

宗教法人法の第1条第1項は、法の目的について「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」と規定する。この規定によって宗教法人に法人格が与えられることになる。さらに第2項において「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない」と規定する。この規定が、所轄庁の指導を緩くしてきたが、問題を起す宗教法人が出てきたこと

によって、法の改正が行われる事態も起きてきた。

宗教法人は、「教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体、つまり宗教団体が都道府県知事若しくは文部科学大臣の認証を得て法人格を取得したもの」である。

宗教法人は、大きく、「包括宗教法人」、「被包括宗教法人」と「単立宗教法人」からなる。

神社、寺院、教会などのように礼拝の施設を備える「単位宗教法人」と、宗派、教派、教団のように、神社、寺院、教会などを傘下に持つ「包括宗教法人」(団体)がある。単位宗教法人のうち、包括宗教法人の傘下にある宗教法人を「被包括宗教法人」、傘下のないものを「単立宗教法人」という。

全国の統計でいえば、平成19年12月末現在、文部科学大臣所轄の法人が1,036法人で、都道府県知事所轄の法人が181,673法人あり、合計で、182,709法人である。内訳は、神道系85,447法人、仏教系77,709法人、キリスト系4,415法人、諸教系15,138法人である²。宗教法人は、都道府県知事所轄の法人が多く、系統では、神道系と仏教系でほぼ二分されている。

宗教法人の所轄庁は、原則として法人の所在地の都道府県知事である。しかし、2以上の都道府県に境内建物を備える法人については、包括宗教法人、被包括宗教法人、単位宗教法人を問わず文部科学大臣が所轄庁となる(法第5条第1項、第2項)。

学術、技芸、慈善、祭祀、宗教など公益を目的とする法人は、その設立、組織、運営及び管理については、民法その他の法律の定めるところによらなければならない(民法第33条第1項、第2項)。

たとえば、公益法人(社団法人・財団法人)については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、学校法人については私立学校法、宗教法人については宗教法人法、医療法人については医療法、社会福祉法人については社会福祉事業法に根拠をもつ。

宗教法人法は、昭和26年4月に公布された法律である。89条からなり、現在まで幾度か改正されている

が、特に注目すべき改正が、平成7年12月の「宗教法人法の一部を改正する法律」である。その内容は、①宗教法人の所轄、②宗教法人の活動状況の把握、③宗教法人の情報開示、④収益事業の停止命令等に関わる質問調査権等であった。第25条の規定が大幅に変更されている。改正前は、法人には財産目録の作成義務のみがあり、貸借対照表、収支計算書の作成は任意であった。改正後は、小規模宗教法人（年度の収入額が8,000万円以下）では、収益事業を営んでいない場合には、収支計算書の作成を要しない。

宗教法人の地域における不活動法人の存在、不適切な管理運営の問題、不法な入会・脱退の問題等が背景にあり、宗教法人を取り巻く外部環境の変化があつて、幾度か改正されてきた³。

宗教法人の自立性、信教の自由と政教分離の原則を守りながら、国としては少しずつ法人に対して規制を強めてきている。

2. 所轄庁への提出書類

宗教法人法第25条によると、法人の設立時に財産目録を、会計年度終了後3ヶ月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない(第1項)。事務所には、規則及び認証書、役員名簿、財産目録及び収支計算書並びに対貸借対照表を作成している場合には貸借対照表、境内建物に関する書類、責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿や事業に関する書類等を備えなければならない(第2項)。

法人は第2項の書類を信者その他の利害関係人の請求があれば、正当な利益があり、不当な目的によるものでなければ、閲覧させなければならない(第3項)。そして法人は、会計年度終了後4ヶ月以内に、役員名簿、財産目録及び収支計算書や貸借対照表、事業に関する書類の写しを所轄庁(主として都道府県知事、団体の宗派・教団などは文部科学大臣)に提出しなければならない(第4項)。さらに、所轄庁は、書類を取り扱う場合においては、法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように留意しなければならない(第5項)。

また、書類および帳簿の作成や備付けを怠り、または虚偽の記載をしたときは、代表役員等が十万円以下の過料に処せられる(宗教法人法第88条四)。

下記①から⑤のように法人の活動状況によって提出書類⁴の違いがある(租税特別措置法68条の6、宗教法人法附則23の細則)。

- ① 収益事業を行っていないが、収入が8千万円以内で、収支計算書、貸借対照表を作成していない法人の場合
役員名簿、財産目録
- ② 収益事業を行っていないが、収入が8千万円以内であり、収支計算書は作成しているが、貸借対照表を作成していない法人の場合
役員名簿、財産目録、収支計算書
- ③ 収益事業を行っていないが、収入が8千万円を超えて貸借対照表を作成している法人の場合
役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表
- ④ 収入が8千万円以内であるが、収益事業を行っていて、貸借対照表を作成している法人の場合
役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、事業に関する書類
- ⑤ 収益事業を行い、貸借対照表も作成しており、境内建物で自己所有ではなく、賃貸借契約あるいは使用貸借契約によるものがある法人の場合
役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、境内建物書類、事業に関する書類

次に税務署への提出書類をみてみることにする。収益事業がある宗教法人は、貸借対照表、損益計算書、財産目録、税務申告書(法人税、消費税、地方税)、勘定科目内訳書などを、事業年度終了の日から、2ヶ月以内に提出しなければならない。

また、宗教活動等収入が8,000万円を超えると、事業年度終了の日から4ヶ月以内に収支計算書を提出しなければならない。

3. 宗教法人の会計

3.1 会計処理

一般企業は、企業会計原則、会社法や法人税法等に従って、企業の経営成績や財政状態を明らかにするために損益計算書や貸借対照表を作成する。一般企業は営利を目的にして設立されているので、財務諸表は企業の一定期間の経営成績と期末における財政状態を明らかにしなければならない。しかし、宗教法人は営利を目的にしていないので、損益という概念はなく、損益計算書を作成する必要はなく、収入と支出の状況を明らかにする収支計算書を作成することが求められている。

宗教法人は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、財産目録及び収支計算書を作成しなければならないが、貸借対照表は作成が義務付けられていない。すなわち、

法人は収入及び支出の予算に基づいて、いかに宗教目的のために金銭その他の財産が寄進され、消費されたかを表示する「収支計算書」と会計年度末におけるすべての資産及び負債の名称、数量、価額などを詳細に表示する「財産目録」を作成する。

企業会計は企業活動の目的である損益・利益の算定であるのに対して、宗教法人の会計は本体活動の収支を明らかにすることであり、損益の算定を要しないものである。

宗教法人会計には、企業会計原則のような明文化されたものはないが、日本公認会計士協会が、昭和46年11月16日付で「宗教法人会計基準(案)」を公表し、さらに平成13年5月14日付で「宗教法人会計の指針」を公表した。

宗教法人の会計処理については、各宗教界、宗派ごとの規則、慣習によって行われていたが、平成7年12月の宗教法人法の改正により、収支計算書、財産目録などを所轄庁へ提出することになり、統一的な会計基準が求められることになった。

宗教法人会計の指針の一般原則には、①宗教法人の収支及び財産の状況について、真実な内容を表示する者であること、②会計帳簿は、客観的にして検証性のある証拠によって記録し、記録すべき事実をすべて正しく記録すること、③計算書類は、宗教法人の収支及び財産の状況を明瞭に表示するものであること、④会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用し、みだりに変更しないこと等が定められている。

企業会計と同様に、複式簿記を用い、発生主義で会計処理される。もっとも、小規模の宗教法人は、単式簿記で現金主義での会計帳簿の記帳は認められる。

3.2 帳簿組織

宗教法人の帳簿組織は、法人の宗派や規模によって異なるが、基本的な帳簿は下記のようなになる。

主要簿は伝票(入金・出金・振替伝票)、現金・現金出納帳と総勘定元帳である。補助簿として財産台帳(基本財産、特別財産、普通財産)と有価証券台帳がある。基本財産とは、宗教法人の存立を裏付ける財産である。たとえば、境内建物、境内地と特別に寄進を受けた預貯金、金融債券などである。

境内建物には、本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、神楽殿、社務所、宗務庁、鳥居や手水舎などがある。

境内地には、境内建物・付属の建物および工作物、立木・竹などが存する土地、墓地、参道、神饒田、仏

供田、庭園などがある。

特別財産とは宗教法人の宝物である。宝物には、鏡・剣・玉、鉢などのご神体、仏像・菩薩像などのご本尊、祝詞、経典、宗教上の書画・骨董品、彫刻などの芸術品、神輿、山車、雅楽器・パイプオルガンなどがある。

普通財産とは、現金預金、什器、備品などである。

3.3 勘定科目

宗教法人の勘定科目は、①財産に関するもの(貸借対照表・財産目録)と収支計算に関するもの(収支決算書・収支予算書)に区分される。

① 財産に関するものには、資産勘定、負債勘定と正味財産勘定がある。一般企業の勘定科目とほぼ同じであるが、特殊な勘定科目として、資産には宝物(仏像、所蔵品、祭具、仏具などを指す)があり、正味財産勘定には、基本金、特別基本金と剰余金がある。

② 収支計算に関するものには、宗教活動収入、資産管理収入、繰入金収入や特別預金取崩収入などがある。狭義の宗教活動収入には、社入金・布施収入・献金収入・御供収入などがある。会費収入、寄付金収入や補助金収入なども広義の宗教活動収入になる。繰入金収入は、特別(営利)会計からの繰入金である。

宗教活動支出には、宗教活動費と管理費(維持費)がある。宗教活動費には儀式・行事費、教化・布教費、信者接待費、宗教家養成費などがある。また管理費には、会議費、事務費、旅費交通費や修繕費などの維持費がある。

3.4 計算書類

計算書類には、①収支計算書、②財産目録、③貸借対照表、④正味財産増減計算書がある。

①収支計算書

宗教法人は他の公益法人と同様に予算準拠主義を採用する。予算を編成し、決議機関の承認を得て、代表役員が予算の執行に当たる。まず収支予算書が作成されて、それから収支予算の執行状況を明らかにする収支計算書が作成される。

収支計算書は収支の予算額と決算額を対比して表示する(図表1)。

図表1 収支計算書

1. 収入の部

科目	予算額	決算額	差額
宗教活動収入	1,000	980	20
寄付金収入	500	300	200
小計	×××	×××	××
前年度繰越金	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××

2. 支出の部

科目	予算額	決算額	差額
宗教活動支出	500	450	50
俸給	150	150	0
資産取得支出	100	150	△50
小計	×××	×××	×××
次年度繰越金	××	××	××
合計	×××	×××	×××

②財産目録

財産目録の価額は、貸借対照表の価額と同じであり、貸借対照表を作成しない場合は、財産目録を直接作成し、貸借対諸表を作成する場合は、明細として作成する(図表2)。

図表2 財産目録

区分・種類	数量	金額	備考
資産の部			
1. 基本財産			
{土地}			
境内地	100 m ²	1,000	
2. 特別財産			
(宝 物)	一式	500	
3. 普通財産			
合計		××	
負債の部			
1. 負債			
(預り金)			
源泉所得税		××	
合計		××	
差引正味財産		×××	

③貸借対照表

貸借対照表は、企業会計と同様の書式である。

④正味財産計算書

宗教法人法では、作成義務がないが、公益法人が損益計算書の代わりに作成しているものに正味財産増減計算書がある(図表3)。大規模宗教法人では任意に作成している法人がある⁵。

図表3 正味財産増減計算書

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
寄付金収入	××
宗教活動収入	×××
(2) 経常費用	
2. 経常外増減の部	
II 正味財産期末残高	×××

3.5 仕訳例

会計係は、日々の現金預金の収入・支出や資産・負債の増減を記録する(図表4)。

図表4 仕訳例

借 方		貸 方	
現金	××	寄付金収入	××
普通預金	××	宗教活動収入	××
儀式・行事費	××	普通預金	××
事務費	××	現金	××
什器備品	××	普通預金	××
修繕積立預金	××	普通預金	××
給料手当	××	普通預金	××
減価償却費	××	什器備品	××
正味財産増減	××	正味財産	××

4. 税務上の問題と会計監査

宗教法人が、下記34事業(法人税施行令第5条)を行っている場合、確定申告する必要がある。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業 物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業(放送業を含む) 運送業(運送取扱業を含む、倉庫業、請負業、印刷業) 出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊戯所業、遊覧所業、医療保健業、技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供、労働者派遣業などである。

これらの事業を形式的に判断するのではなく、宗教法人の特殊性(宗教財産の特殊性、教条行為の一貫性等)から判断する。適用には幅があるので、実務では税務当局との意見の相違がありうる。

たとえば、会館の使用料は、信者に賃貸し収入をあげる場合は、席貸業に該当するが、信者の集まりで、実費相当額のみ収受であれば、非収益事業とされる(法人税基本通達15-1-38の3)。

お守り、御札、おみくじは、喜捨金であるので、非収益事業とされる。暦は、物品販売業になる。暦の価格が通常価格であり、宗教的なお守りの要素があっても収益事業とされる。

露天商への境内使用料は、席貸業に該当し収益事業になり、課税される。寺報、社報等の発行、販売収入

は、信者への布教、宗教活動であるが、出版業に該当し収益事業となる。法人税法施行令52但し書きによると、「特定の資格」を有する会員に対する収入であれば、非収益事業になるが、信者は「特定の資格」者にはならない(法人税基本通達15-1-32)。「特定の資格」とは、特別に定められた法律上の資格、特定の過去の経歴からする資格その他これらに準じる資格をいう。趣味または嗜好が同じであることは、特定の資格を有する会員とはならない。

他に非課税扱いのケースは、拝観料、墳墓地の貸付料、神前結婚等の挙式代、宗教法人経営の入園料、入学金等がある。ただし、駐車場使用料、挙式後の披露宴代、所蔵宝物の観覧料は収益事業となる。判断基準は、喜捨的要素があるか、宗教的啓示があるかというが、明確ではない。

最近の事例で、日光市内の輪王寺、東照宮、二荒山神社の3宗教法人が、税務調査を受け、5年間で計約5億円の申告漏れを指摘された。数珠や線香などの販売について、宗教活動の一部として非課税扱いの公益事業として申告していたが、国税局は課税対象の収益事業にあたると指摘した⁶。

また、ペット供養は収益事業かそれとも宗教的行為か争われたが、宗教法人が行うペット供養について、外形的に請負業、倉庫業や物品販売業等になるとの名古屋地裁の判決(平成17年3月24日)がある。寺院での供養(読経、火葬)が請負業になり、納骨供養は倉庫業に、また塔婆、骨壺、位牌、墓石の販売は物品販売業に該当するから収益事業になると判断された。ペット火葬事業者の存在があり、料金表等により一定の金額が決まっており、宗教法人以外の法人が一般的に行う同種の事業と基本的に異なるものではないので、宗教上の儀式の形式で葬祭を行っても収益事業に該当すると判示した。

宗教法人の宗教活動による収入には消費税は課されない。すなわち祈禱、読経、氏子や信者から受けとるお布施には喜捨金すなわち贈与とみられ、対価がないため消費税が課されない。

ここで具体的に事業内容と課税、非課税、不課税の例をみてみる。

不課税の事業内容には、葬儀、法要などに伴う、戒名料、お布施、玉串料、お守り、おみくじの販売、宿泊施設(宿坊)の提供(1泊2食、1,500円以下)、神前結婚、仏前結婚の挙式料、拝観料などがある。

課税となる事業内容には、絵葉書、暦、ろうそく、線香、供花の販売、駐車場の経営、挙式後の披露宴に

おける飲食提供行為、衣装の貸付、幼稚園などの学校経営における、制服、制帽の販売、宝物館、資料館の所蔵品の観覧、法話集、経典の販売、茶道、生花、書道の教授などがある。

非課税の事業内容には、土地の貸付、保育料、入園料、入園検定料、施設設備費などがある。

不課税とは、そのものの性質上消費税の課税対象とならないものをいい、非課税とは、政策的見地から課税されないものをいう。

宗教法人は、外部会計監査人（公認会計士）による会計監査は強制されていないが、公認会計士による任意の監査を導入している宗教法人は存在する。監査証明ではなく、「調査報告書」という形式で、法人の会計処理の妥当性、正確性を監査するものとなっている（図表5）。内部的にも監事を設けることは義務付けされていないため、監事監査も任意である。

図表5 調査報告書

調査報告書	
平成×年×月×日	
宗教法人	〇〇神社
代表役員	×× 殿
	公認会計士 ×× 印
	公認会計士 ×× 印
<p>私どもは、貴法人の平成××年度の普通財産会計、基本財産会計及び特殊財産会計について調査を実施し、その結果を下記のとおり報告する。</p> <p>1. 調査の概要</p> <p>(1) 調査の範囲</p> <p>(2) 調査手続</p> <p>3. 調査の結果</p> <p>調査の結果、貴法人の帳簿書類は適正に整備されている。また、会計処理の原則及び手続は、宗教法人の会計慣行に準拠し、かつ諸規定に従っているものと認める、</p> <p>3. 利害関係</p> <p>貴法人と私どもの間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	

出所；橋留隆志 著『新版 非営利法人の会計・税務・

監査』 pp. 164-165 から一部引用

5. まとめ

宗教法人の会計基準として、宗教法人会計基準（案）〔昭和46年11月発表〕と宗教法人会計の指針（日本公認会計士協会 平成13年5月14日）があるが、明確な基準となっていない。他の法人たとえば、社会福祉法人には社会福祉法人会計基準があり、学校法人には学校法人会計基準があり、また医療法人には病院会計準則がある。宗教法人には会計基準の作成が求められるが、公益法人会計基準（昭和60年9月制定）を準用することも考えられる。

所轄庁への提出書類についても、都道府県知事と文部科学大臣あての書類は、最低でも収支計算書と財産目録の提出を義務付ける。収入額も8,000万円を超える法人が、全国約18万法人の中でどれほどあるかであるが、ほとんどの法人が小規模であり、収支報告書の提出義務がないものと考えられる。

規模の大小によらず、財産目録と収支報告書提出を求めて、所轄庁は活動状況の把握をしていくことが望ましい。宗教法人が大規模化する前に収支報告書等で活動状況を把握していくときがきていると考える。

憲法上保障された信教の自由も公共の福祉から制約を受けることもあると解したい。

個々の活動が、宗教的行為や喜捨行為と判断されれば非収益事業となるが、社会生活の進歩も判断基準に加えた基準が求められている。たとえば、昨今のペットブームでは、動物たちは家族の一員同様な関係になっており、彼らの死後、供養（読経・火葬）をお寺で行った場合に、宗教的活動ということで非収益事業とみなすときもきていると解したい。動物は、ほとんど未だ「物」扱いである。法体系は、相変わらず「人」を重視したものになっており、日常的には「動物」との共生を唱えているが、彼らの「地位」は向上していない。

さて、著名な寺院や神社で税務調査を受けて課税されている現状では、やはり、公認会計士の任意監査を受けて、収益事業になるか宗教活動による非課税事業になるかの指導を受けるのが望ましいと考える。

註

1. 第41回新潟市統計書 平成20年度版 p.213
2. 文化庁ホームページ『宗教法人と宗教行政』
3. 橋留隆志 著『新版 非営利法人の会計・税務・監査』 p.136

4. 文化庁『「宗教法人のための提出ガイドブック」
p4
5. 橋留隆志 著『前掲書』p.157
6. 『毎日新聞』日刊 平成22年6月9日 p.26

参考文献

1. 久保田展弘 著『日本宗教とは何か』新潮選書
平成6年
2. 大空企画 『宗教法人』大空社 平成8年
3. 増田秀光 編『日本の宗教の事典』学習研究社
平成12年
4. 平野武・齊藤稔 著『宗教法人の法律と会計』晃
洋書房 平成13年
5. 宗教法人研究会編 『増補 Q&A 宗教法人の管理
運営』ぎょうせい 平成13年
6. 橋留隆志 著『新版 非営利法人の会計・税務・
監査』同文館出版 平成14年
7. 文化庁「宗教法人のための提出ガイドブック」平
成18年 p4
8. 治田秀夫 著『神社寺院のわかりやすい実務とラク
ラク会計』戎光祥出版 平成19年
9. 櫻井園郎 著『教会と宗教法人の法律』キリスト
新聞社 平成19年
10. 実藤秀志 著『宗教法人ハンドブック 八訂版』
税務経理協会 平成21年
11. 第41回新潟市統計書 平成20年度版